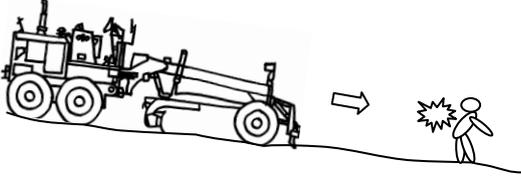


宮城労働局内労働災害事例

(宮城労働局労働基準部健康安全課)

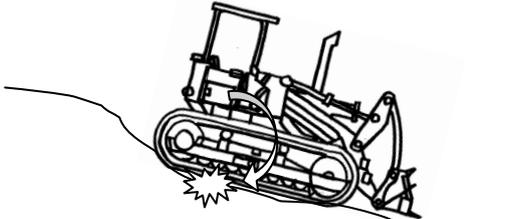
無人のモーターグレーダーが逸走し、作業中の労働者が轢かれて死亡			
発生年月	平成28年1月 午後4時頃		
業種	道路建設工事業	事業場規模	10～29
事故の型	はさまれ、巻き込まれ	起因物	整地・運搬・積込み用機械

発生状況	<p>道路の舗装工事で、道路の山側に停車した無人のモーターグレーダーが動き出し、谷側で作業をしていた労働者を轢き、当該労働者が死亡した。 詳細は調査中。</p>	
災害防止対策	<p>[現在調査中のため、災害特有の一般的対策を列挙したものです]</p> <ol style="list-style-type: none">1 運転者が運転席から離れるときは、一時的であっても、エンジンを止め、走行ブレーキをかける、歯止め・ストッパー等で止める等、逸走を防止するための措置を講じること。2 逸走防止措置が機能していることを確認したうえで、運転席を離れること。3 出来るだけ傾斜のあるところには停車しないこと。4 動き出した車両を発見した場合には、速やかに安全な場所に退避するよう、周辺の労働者等に指示すること。	
留意事項	<p>[過去の事例から災害防止のポイントを掲げています]</p> <p>車両を停車させ運転席から離れるときは、サイドブレーキは確実に効いているか、歯止めは有効に働いているか等、逸走防止措置を確認のうえ離れることが必要です。また、万が一、無人の車両が動き出したとしても、人力では止まりません。慌てて止めに入って車両と壁の間に挟まれたり、運転席に飛び乗ろうとして転落したりして、死亡事故につながるケースもありますので、人力では止めに入らないよう教育することも必要です。</p>	

宮城労働局内労働災害事例

(宮城労働局労働基準部健康安全課)

ブルドーザーの運転手が運転席から転落し、当該機械に轢かれて死亡			
発生年月	平成28年1月 午前9時頃		
業種	土地整理土木工事業	事業場規模	1～9
事故の型	はさまれ、巻き込まれ	起 因 物	整地・運搬・積込み用機械

発生状況	<p>整地工事の盛土工事現場において、ブルドーザーに当該機械の運転手が轢かれた。</p> <p>盛土部分から約1メートルの段差のある掘削部にブルドーザーを移動させようとした際、運転席から転落し、無人となった当該機械のクローラーに轢かれたものと推測される。</p> <p>詳細は調査中。</p>	
災害防止対策	<p>[現在調査中のため、災害特有の一般的対策を列挙したものです]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えた車両系建設機械を使用し、シートベルトを使用させること。 2 使用する車両系建設機械の種類及び能力、運行経路、作業の方法について、あらかじめ作業計画を作成し、関係労働者に周知すること。 3 車両系建設機械運転業務従事者安全衛生教育を実施または受講させること。 	
留意事項	<p>[過去の事例から災害防止のポイントを掲げています]</p> <p>作業計画については日々変化する現場の状況を反映したものとし、内容について労働者が十分理解していることが必要です。また、万が一の場合に備え、シートベルトを備えた機械を使用し、それを利用することが望ましいです。</p> <p>熟練者は機械の能力、自身の技術について過信・誤認し、事故につながるケースがありますので、再教育を実施しましょう。</p>	